

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年10月1日

高原町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表します。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			蒲牟田	無	令和7～11年度	蒲牟田集落協定
	○			霧島狭野原	無	令和7～11年度	霧島狭野原集落協定
	○			狭野	無	令和7～11年度	狭野集落協定
	○			湯之元	無	令和7～11年度	湯之元集落協定
	○			宇都	無	令和7～11年度	宇都集落協定
	○			花堂	無	令和7～11年度	花堂集落協定
	○			広原	無	令和7～11年度	広原集落協定
	○			上後川内・川平	無	令和7～11年度	上後川内・川平集落協定
	○			下後川内	無	令和7～11年度	下後川内集落協定
	○			馬登・二葉	無	令和7～11年度	馬登二葉集落協定